

《本 所》

〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ 308 - 6
TEL 0855-65-1110 FAX (0855)65-2346
E-mail : gin-road@kind.ocn.ne.jp

《経営支援センター》

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 837 - 1
TEL 0854-88-2513 FAX (0854)-88-4077

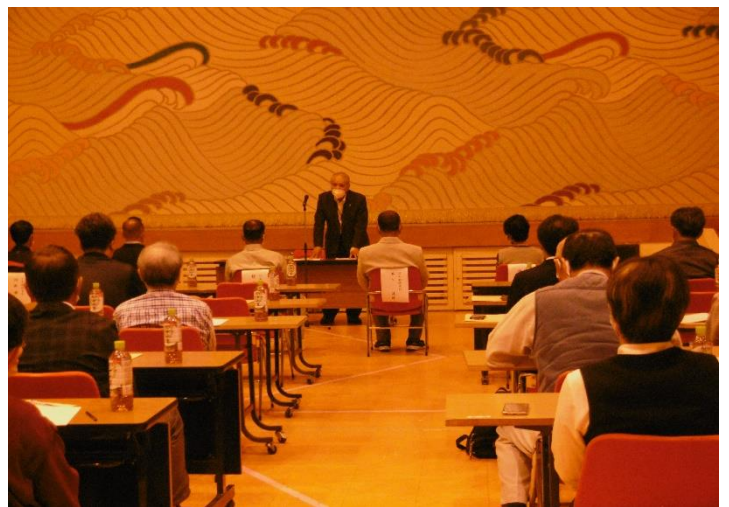
令和 5 年度通常総会を開催しました

5月23日（火）温泉津まちづくりセンターにおいて、令和5年度銀の道商工会通常総会を開催しました。

総会では、大田市長楫野弘和氏、大田市議会議長小林太氏より来賓祝辞を頂戴いたし、小川会長より事業所の永年勤続の代表に表彰状と記念品が授与された後、令和4年度事業報告・決算報告、令和5年度事業計画・収支予算書等を審議、原案どおり承認されました。

新年度事業計画では、①経営発達支援事業の実施、②新型コロナウイルス感染症、物価・光熱費高騰の影響による伴走支援、③商工会の組織基盤強化、④記帳自計化を目的とした商工会MA1の推進。⑤地域活性化につながる事業・イベントの取り組み、⑥第三次中期行動計画を事業の柱として事業を進めていくこととしました。事業承継に関しては、大田市、島根県商工会連合会、島根県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し後継者育成セミナー開催や事業承継推進員を活用し地域における事業承継対策及び後継者育成策に向けた支援を行います。

また、【中期行動計画】に基づき、あるべき商工会の目標を定め『地域から必要とされる商工会』を目指して、定期的に進捗状況を検証しながら引き続き会員事業所の経営安定・発展と地域振興に取り組んでいきます。



無料 専門家派遣制度

【事業継続力強化アドバイザー派遣事業】

経営力強化、事業承継、建設業等について専門的なアドバイスを必要としている事業者へ専門家を無料で派遣いたします。

【エキスパートバンク事業】

小規模事業者が必要とする専門的な課題に対して専門家を無料で派遣いたします。

【事業環境変化対応型支援事業】

コロナ、インボイス、デジタル化、エネルギー、物価高騰、グリーン化、最賃引上げ等、事業環境の変化に伴う課題解決を行う事業者へ専門家を無料で派遣いたします。

融資制度

収益力改善伴走支援型特別資金

■対象者

以下のいずれかの認定を受けた中小企業者
セーフティネット保証4号又は5号の取得
売上減少 OR 利益率減少の一定の要件(一般保証)

■経営行動計画書の作成が必要

■資金使途

設備資金、運転資金
(保証付き既往借入金の借換可)

■融資限度額・融資期間

1億円 10年以内(据置5年以内)

■貸付利息

責任共有外 年 1.25%
責任共有 年 1.40%

■信用保証料率

SN4号 OR 5号: 年0.2%
一般保証: 年0.2%~1.15%

マル経融資(日本政策金融公庫の融資制度)

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方で商工会等の長の推薦を受けた方

※小規模事業者とは常時雇用の従業員が20人以下
(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)の場合は5人以下)

■資金使途

経営改善に必要な事業資金(運転資金・設備資金)

■融資限度

2,000万円(無担保・無保証)

■融資利率

年1.09%(令和5年6月1日現在)

■融資期間

運転資金7年以内(据置1年)
設備資金10年以内(据置2年)

事業者の皆様へ

子育てしやすい 職場づくりに取り組む 企業を応援します

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

子育てしやすい 職場づくり奨励金


[1制度導入]
奨励金 **10万円** 上限20万円

対象制度

- 時間単位の年次有給休暇制度 ●育児短時間勤務制度(3歳未満を除く) 代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ
[申請期間]対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

奨励金申請チェックシート

<p>Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q2 「中小・小規模事業者」または「資本金をもたない事業者については、常時雇用する労働者が300人以下」ですか?(下記参照) <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q3 島根県内に事業所がありますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q5 「時間単位の年次有給休暇」または「(3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる)育児短時間勤務等」の制度を、令和2年3月31日以前に就業規則に規定していますか? <input type="checkbox"/> はい ▶ 対象外です <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>	<p>Q6 18歳までの子どもがいる労働者がいますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>時間単位の年次有給休暇制度 ①当該制度を就業規則に規定 ②18歳までの子どもがいる労働者が年度内に8時間以上利用 ③+②で奨励金(10万円)の申請ができます</p> <p>Q6 3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者がいますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>育児短時間勤務制度 ①当該制度を就業規則に規定(小学6年生以下の子どもがいる労働者が利用できる制度であること) ②3歳以上小学6年生以下の子どもがいる労働者が年度内に20日以上利用 ③+②で奨励金(10万円)の申請ができます ※代替制度あり(詳細は中面へ)</p>
--	---

<p>中小・小規模事業者等とは 資本金または常時雇用する労働者数のどちらかが、右記条件にあてはまる方です。</p>	<table border="1"> <tr> <th>主たる事業</th> <th>資本金</th> <th>常時雇用する労働者の数</th> </tr> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </table>	主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下	<table border="1"> <tr> <th>主たる事業</th> <th>常時雇用する労働者の数</th> </tr> <tr> <td>社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主など</td> <td>300人以下</td> </tr> </table>	主たる事業	常時雇用する労働者の数	社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主など	300人以下	<p>発行/島根県政策企画局女性活躍推進課 TEL 0852-22-5245</p> <p>詳細は 島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。</p> 
主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数																				
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下																				
サービス業	5,000万円以下	100人以下																				
卸売業	1億円以下	100人以下																				
その他の業種	3億円以下	300人以下																				
主たる事業	常時雇用する労働者の数																					
社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主など	300人以下																					

お問い合わせ 松江商工会議所 TEL 0852-25-2556 または島根県の商工会連携 | 島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 または島根県の商工会 | 子育てしやすい職場づくり奨励金対象制度の詳細は [中面へ](#)

事業者の皆様へ

出産後の 職場復帰に取り組む 企業を応援します

労働者が出産後も離職することなく育児休業を取得し、安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。


出産後職場復帰奨励金

令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合
労働者数に応じて **10万・20万円/人**
[申請期間]対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

令和2年3月31日までに産前休業開始の場合
休業期間に応じて **10万・20万・40万円/人**
[申請期間]対象となる労働者が要件を満たした日の翌日から起算して1年以内

奨励金申請チェックシート

<p>Q1 本社(又は主たる事業所)が島根県内にありますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q2 「中小・小規模事業者等」ですか?(下記参照) <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内にありますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、50人未満ですか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q5 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、子育て支援に関する支援に今後取り組みますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q7 出産した労働者はいつから産前休業を開始しましたか? <input type="checkbox"/> 令和2年4月1日以降 新制度 <input type="checkbox"/> 令和2年3月31日以前 旧制度</p>	<p>新制度</p> <p>Q8 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q9 事業所の常時雇用する労働者は何人ですか? ① 労働者数30人未満の事業所 ・はじめて申請する場合 20万円/人 ・2回目以降 10万円/人 ② 労働者数30人以上 50人未満の事業所 10万円/人</p> <p>旧制度</p> <p>Q10 出産した労働者が、産前産後休業または育児休業を取得し、その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用していますか? <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ▶ 対象外です</p> <p>Q11 出産後復職した労働者の休業期間はどのくらいですか? ① 育児休業17か月以上 40万円/人 ② 育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人 ③ 育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人</p>
---	---

<p>中小・小規模事業者等とは 資本金をもたない労働者数は常時雇用する労働者数のみで利用してください。</p>	<table border="1"> <tr> <th>主たる事業</th> <th>資本金</th> <th>常時雇用する労働者の数</th> </tr> <tr> <td>小売業(飲食店を含む)</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </table>	主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数	小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	その他の業種	3億円以下	300人以下	<p>発行/島根県政策企画局女性活躍推進課 TEL 0852-22-5245</p> <p>詳細は 島根県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。</p> 
主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数															
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下															
サービス業	5,000万円以下	100人以下															
卸売業	1億円以下	100人以下															
その他の業種	3億円以下	300人以下															

お問い合わせ 松江商工会議所 TEL 0852-25-2556 | 島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0852-22-3590

職員人事異動のお知らせ

経営指導員 白枝慎吾 ⇨ 邑南町商工会へ

経営指導員 加藤秀樹 ⇩ 雲南市商工会から
(敬称略)

[商工会青年部]

前部長 松井紀充氏 ⇒ 新部長 河村隆弘氏

夏はお祭りだ〜!

にまごいせ祭り

★開催日 7月23日(土)

会場：仁摩サンドミュージアム周辺
屋台村
花火大会

温泉津温泉夏祭り

★開催日 8月13日(土)

会場：温泉津港周辺
食フェス 17:00~
花火大会 19:50~



令和5年度の職員配置は次の通りです

本 所

事務局長 佐野史朗
経営指導員 吉田英樹
指導職員 岩谷恭子
指導職員 大門まゆ子

経営支援センター

経営指導員 加藤秀樹
指導職員 松浦さおり
一般職員 楳野茜

(経営支援センター長兼務)

